

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

厚生年金関係 8件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成20年9月は22万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果24万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の16万円とされているが、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間②の標準報酬月額に係る記録を、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年9月1日から21年1月1日まで  
② 平成21年1月1日から同年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②のA事業所における標準報酬月額は、給与支払明細書で確認できる総支給額及び社会保険料額と比較して低いことが分かった。

申立期間①及び②について、給与支払明細書において確認できる総支給額及び社会保険料額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立ててい

るが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A事業所が提出した給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与総支給額から、申立期間①のうち、平成20年9月は22万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月は28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務の誤りを認めていることから、事業主は、給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によれば、申立人の申立期間②における標準報酬月額は、当初16万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年4月に事業主の届出により24万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（24万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（16万円）となっている。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A事業所が提出した給与支払明細において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、22万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間②当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 2201

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和25年10月1日に、資格喪失日に係る記録を26年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から26年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、申立期間はA事業所B工場に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた給料明細書及びA事業所B工場の事業主の弟の証言から、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の保険料控除額から、2,500円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所B工場は既に廃業して、事業主の息子は不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保

険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 2202

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、関連会社に転勤した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和55年4月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和55年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和55年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年3月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 2203

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 6 年 7 月 5 日まで

A事業所の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、53 万円から 30 万円に引き下がっているが、途中で給与が下がった記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の回答によると、申立人のA事業所における離職時の賃金日額は2万円と確認できることから、申立人は申立期間にオンライン記録上の標準報酬月額30万円（日額1万円）を超える報酬を得ていたことはいかたがう。

しかし、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持しておらず、A事業所は既に廃業し、当時の事業主は亡くなっていることから、当該事業主の親族に照会したが、「A事業所に係る資料は残っていない。」と回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料を得ることはできなかった。

また、A事業所の元社会保険事務担当者は、「事務は全て社長の指示どおりに行っており、どのように処理をしていたのか分からない。」と回答しており、複数の元従業員からも、申立人の給与や勤務状況について具体的な証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 18 日から 40 年 1 月 11 日まで  
② 昭和 40 年 6 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。申立期間①直前の被保険者期間については脱退手当の請求手続きを行い、受給した記憶があるが、申立期間については脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①直前に勤務した事業所の被保険者期間については、脱退手当金を受給したと述べているが、オンライン記録上、申立人が受給を認めている期間と申立期間とを合算して脱退手当金が昭和 44 年 5 月 7 日に支給決定されており、このほかに脱退手当金の支給記録は無く、申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえないことから、申立期間も合わせて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立人が受給を認めている期間と申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 28 日から 58 年 1 月 5 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
昭和 57 年 12 月 28 日から A 事業所に勤務し、給与から社会保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の証言から、入社日を特定することはできないが、申立人は A 事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日より前から当該事業所に在籍していたこととはうかがえる。

しかし、雇用保険の記録によれば、申立人は、昭和 58 年 1 月 5 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録は、申立人の A 事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、A 事業所の元事業主は、「社会保険と雇用保険の加入手続を同時に行っていた。厚生年金保険に加入していない期間については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 2206 (事案 1245 及び 1562 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 4 日から 37 年 2 月 28 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、脱退手当金は受給しておらず、当時事務職をしていた同僚の証言書もあるので、改めて申立てを行いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年9月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然であること、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年9月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、同時期に入退社した同僚は脱退手当金の支給記録が無いとして、当該同僚の証言書を提出しており、当該同僚に聴取したが、申立人が脱退手当金を支給された記録になっていることはおかしいという主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらず、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づく平成23年2月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時事務職をしていた同僚が「脱退手当金を支給するのであ

れば、同時期に退職した者も一緒にするべきであるので、申立人の脱退手当金の支給は考えられない。」とする旨の証言書を提出し、再度申し立てている。

しかしながら、上述の同僚に聴取したところ、「申立人の脱退手当金の支給は無いと思う。」と述べている一方、「会社として脱退手当金の説明はしていなかったが、当時は従業員の間で脱退手当金の話を聞き、申出をする者もあり、申出があれば代理申請をしていた。」とも述べており、申立人と同時期に退職した同僚の中には脱退手当金の支給記録があり、退職後、会社から脱退手当金が送られてきた覚えがあると証言する者もいることから、当該事務職をしていた同僚の証言をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせんにあつた基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人と同時期に退職した同僚の中には脱退手当金の支給記録がある者もあり、当時代理請求があつたとの証言があるなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 2207

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 17 日から同年 12 月 30 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所（現在はB事業所）における厚生年金保険の加入記録は無い旨の回答を得たが、一緒に働いていた妹には加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B事業所が提出した申立人に係る人事記録から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、B事業所は、「人事記録から、申立人は厚生年金保険に加入しないパートタイマーだったと思われる。」「申立期間に係る被保険者資格の得喪の通知書や健康保険組合の被保険者台帳などを調べたところ、申立人の妹の記録はあったが申立人の記録は無かった。」と回答している。

また、A事業所の複数の元従業員は、「自分は、パートタイマーとして働いていた間は厚生年金保険に加入していなかった。当時は厚生年金保険に加入しない人もいたと思う。」と述べている。

さらに、B事業所は、「申立期間当時から、厚生年金保険に加入すれば雇用保険にも加入していると思う。」と回答しているところ、オンライン記録から、申立期間にA事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる申立人の妹を含む複数の元従業員は、雇用保険にも加入しているが、申立人は雇用保険に加入していないことが確認できる。

加えて、A事業所の厚生年金保険被保険者原票において、昭和 49 年 5 月 27 日から 50 年 1 月 6 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から22年12月1日まで  
年金事務所に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、船員保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

申立期間においてA船舶所有者のB船舶に乗船していたので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のことを記憶する同僚の証言及び申立人の主張から、申立期間において期間は特定できないものの、申立人がA船舶所有者B船舶に乗船していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「B船舶は漁船であり、かつお及びまぐろ漁を行っていた。」と述べているところ、船員保険の適用範囲が一般漁船船員まで拡大されたのは、昭和22年12月1日からである上、同日付けで、A船舶所有者B船舶が船員保険の適用事業所となったことが「C県船舶所有者一覧」により確認できる。

また、申立人が申立期間当時、A船舶所有者B船舶に乗船していたと記憶する複数の同僚は、船員保険被保険者名簿によると申立人の船員保険被保険者資格取得日と同日の昭和22年12月1日にA船舶所有者B船舶で船員保険に加入しており、申立期間に係る船員保険の加入記録は確認できない。

さらに、上述の申立人のことを記憶する同僚は、「自分の記録は昭和22年12月1日からとなっており、B船舶の同僚の記録も皆同じだと思う。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 12 月 1 日から 28 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A事業所には継続して勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和 27 年 12 月 1 日から 29 年 4 月 30 日までA事業所にB職として勤務していたが、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が無い旨主張している。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、昭和 28 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち同日より前の期間については、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日より前から同事業所で勤務していたとする元従業員は、「申立人は、会社が厚生年金保険に加入した後に入社し、B職として半年ぐらい勤務していた。申立人が退職した後、B職はいなかった。」と述べており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格喪失日である昭和 29 年 3 月 1 日より後の同年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、「自分が入社したときにB職はいなかった。」と述べていることから、申立人が申立期間①及び②に勤務していたことを特定する証言が得られない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 28 年 10 月 1 日にA事業所の厚生年金保険被保険者として被保険者記号番号

が払い出されていることが確認でき、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても、同事業所における申立人の被保険者資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、A事業所の元事業主とは連絡が取れず、当該事業所は既に廃業していることから、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる資料及び証言を得ることはできない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。  
しかし、申立期間に、A事業所においてB業務に従事していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所の取締役（事業主の弟）の証言から、申立期間当時、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 39 年 2 月 1 日にA事業所の厚生年金保険被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人が自分より前に勤務していたと記憶する複数の同僚のうち3人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人の被保険者資格取得日と同日の昭和 39 年 2 月 1 日であることが確認できる。

さらに、A事業所は、「申立期間当時、B業務に従事する者を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。厚生年金保険に加入していない者から保険料を控除することはない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。